

「なら歴史芸術文化村」ソーシャルメディア利用方針

令和2年11月

奈良県なら歴史芸術文化村整備推進室

1 目的

「なら歴史芸術文化村」に関する様々な情報を、各種ソーシャルメディア (Facebook・Instagram) を利用して広く発信することを目的とする。

2 発信内容

「なら歴史芸術文化村」に関する事業やイベント等の告知・報告、災害時等の緊急情報等。

3 運用管理責任者

奈良県なら歴史芸術文化村整備推進室長

4 運用者

奈良県なら歴史芸術文化村整備推進室（以下「当室」という。）職員

5 利用方法

- (1) 運用者は原則として祝祭日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分の間に、情報を随時発信する。ただし、それ以外の日時においても情報を発信する場合がある。
- (2) 利用者は、運用者が発信した情報の閲覧、情報に対するコメント投稿等を自由に行うことができる。
- (3) 利用者の投稿等に対し、運用者は必要時に応じて回答を行うものとする。ただし、運用者がすべての投稿等を閲覧し、投稿等に対して回答することを保証するものではない。

6 禁止事項

次の事項に該当する投稿等があった場合は、予告なく削除することがある。また、当該投稿等をした者について、以後の投稿を禁止する場合がある。

- (1) 法令等に違反し、又は違反する恐れのあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教の活動を目的とするもの
- (4) 奈良県又は第三者が保有する著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させるもの
- (7) 公序良俗に反するもの

- (8) 虚偽や事実誤認の内容を含むもの及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏洩する等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等に成りすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) 当アカウントの掲載情報と無関係のもの
- (14) その他、当室が不適切と判断したもの
- (15) 上記(1)～(14)の内容を含むホームページへのリンク

7 知的財産権

当室が発信する個々の情報に関する知的財産権は、奈良県又は正当な権利を有する者に帰属する。また、内容について、私的利用のための複製、引用等著作権法上認められた行為を除き、無断で複製・転載することはできない。

8 免責事項

- (1) 当室は、発信した情報の正確性・完全性・有用性等を保証する義務を負わない。
- (2) 当室は、利用者が当アカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った被害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (3) 当室は、利用者によって投稿された内容（コメント、写真等）について一切の責任を負わない。
- (4) 当室は、利用者間及び利用者と第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 当室は、予告なく利用方針の変更や利用方法の見直しまたは Facebook・Instagram の運用を中止することがある。